

# 長寿医療制度

75歳以上の方と65歳～74歳で一定の障がいのある方が対象

## 後期高齢者医療制度



### 6月以降の保険料のお支払い方法

6月または7月にお送りする「保険料額決定通知書」等でお支払い方法をご確認ください。

**昨年10月以降年金による  
お支払いのなかった方**  
保険料の軽減により、昨年8月の年金で  
平成20年度保険料のお支払いが済んだ方

**平成20年度保険料を納入通知書または  
口座振替によりお支払いされた方**  
(お支払い方法を、年金から口座振替に変更された方を含みます。)

**4月に年金からお支払いの方**  
6月は今年度2回目のお支払い月です。(8月までは4月と同額でのお支払いになります。)  
**昨年10月2日から同年12月1日までに加入の方**  
6月の年金から、お支払いが始まります。  
(保険料額は「仮徴収額決定通知書」等でご確認ください。)

※納入通知書または口座振替によるお支払いの場合、お支払い時期や回数等は、市町村により異なりますので、ご不明な点はお住まいの市町村の長寿医療制度担当へお問い合わせください。

**保険料のお支払い方法を「口座振替」に変更できます。**

※口座振替への変更をご希望される方は、お住まいの市町村の長寿医療制度担当窓口へお申し出ください。  
※年金によるお支払いから口座振替に変更となる時期は、お申し出の時期により異なります。

**9月までは  
納入通知書または  
口座振替によるお支払い**  
10月以降は年金からのお支払いとなります。  
(※年度の途中でお支払い方法が変わります。)

**納入通知書または  
口座振替によるお支払い**

**年金によるお支払い**



●お申し出の際に必要なもの  
「本人の保険証」  
「口座振替の預金通帳とお届け印」

**保険料の計算方法**  
(保険料の計算方法は、平成20年度と変わりません)

均等割  
[1人当たりの額]  
**43,143円**

所得割  
[本人の所得に応じた額]  
(昨年の所得-33万円) × 9.63%

=  
**1年間の  
保険料**  
(限度額50万円)

### 保険料の軽減

保険料の軽減の一部が変更になりました。

◎均等割の軽減……所得に応じて、均等割が以下のとおり軽減となります。

| 所得が次の金額以下の世帯  | 平成20年度の均等割    |         | 平成21年度の均等割                        |                        |
|---|---------------|---------|-----------------------------------|------------------------|
|   | 軽減割合          | 均等割額    | 軽減割合                              | 均等割額                   |
| 33万円かつ加入者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない                        | <b>8.5割軽減</b> | 6,300円  | <b>9割軽減</b>                       | 4,300円                 |
| 33万円 ※平成21年度の軽減割合が、昨年度に引き続き「7割軽減」から「8.5割軽減」へ変更になりました。 | <b>8.5割軽減</b> | 6,300円  | <b>7割軽減</b><br>↓<br><b>8.5割軽減</b> | 12,942円<br>↓<br>6,300円 |
| 33万円+(24万5千円×世帯主以外の加入者数)<br>※単身世帯の方は、該当しません。          | <b>5割軽減</b>   | 21,571円 | <b>5割軽減</b>                       | 21,571円                |
| 33万円+(35万円×世帯の加入者数)                                   | <b>2割軽減</b>   | 34,514円 | <b>2割軽減</b>                       | 34,514円                |

①軽減は、加入者と世帯主の所得の合計で判定します。加入者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。  
②65歳以上の方の公的年金等に係る所得については、公的年金等控除額のほかに15万円(特別控除額)を差し引いた金額で判定となります。

◎所得割の軽減……加入者個人の所得で判定します。  
平成20年中の所得から33万円を差し引いた額が58万円以下の方は、所得割が**5割軽減**となります。

◎会社などの健康保険の被扶養者であった方の軽減  
平成21年度は、均等割が9割軽減となり、年間の保険料額は4,300円です。

上記保険料の計算方法および軽減に関して、名寄市、島牧村、黒松内町、占冠村、美深町、中川町、初山別村、礼文町、利尻町、利尻富士町、清里町、西興部村、更別村、陸別町および鶴居村にお住まいの方は、北海道の平均より老人医療費が20%以上低かったため、1年間の保険料は、上記よりも低い設定となっております。

●お問い合わせ先/お住まいの市町村の長寿医療制度担当課または  
**北海道後期高齢者医療広域連合**

〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館内  
☎電話 011-290-5601 ■FAX 011-210-5022  
■ホームページ <http://iryokouiki-hokkaido.jp/>